

平成 21 年 3 月 5 日

水質基準改正(予定)に伴う水道用膜モジュール性能調査の予告について

膜分離技術振興協会
膜浄水委員会
委員長 高梨考一

水道用膜モジュール性能調査規定集に関連のある「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」が平成21年4月1日に告示され即時に施行される予定です。

また、同時に「資機材等に関する試験」も一部改正になる見込みです。

・ 改正案の内容

(1) 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12 年厚生省令第15 号）の一部改正（資機材材質基準の改正）

第一条第十七項ハに規定する浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等の材質についての厚生労働大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたときの浸出液に係る基準について、

- ・ 「1,1-ジクロロエチレン」に係る基準を廃止する。
- ・ 「シス-1,2-ジクロロエチレン」に係る基準を廃止し、新たに「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に係る基準を設定し、その基準を「0.004mg/L 以下であること。」とする。

<ご参考>

現行の基準を示します

- ・ シス-1,2-ジクロロエチレンは浸出試験の基準値0.004mg/L以下
- ・ 1,1-ジクロロエチレンは浸出試験の基準値0.002mg/L以下

なお、協会としての対応につきましては改正内容が明らかになった時点で全ての認定取得会社に連絡させていただきます。

また、ホームページにもその内容を掲載させて頂く予定です。

以上